

## 第43回 基本計画部会 議事録

1 日 時 平成25年9月18日（水）15:59～18:17

2 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

### 【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、北村委員、白波瀬委員、竹原委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室専門官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局統計課調査役、東京都総務局統計部調整課長

### 【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

## 4 議 事

(1) ワーキンググループ審議結果の報告

(2) 「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果」案について

## 5 議事録

○樋口部会長 定刻前ですが、皆様おそろいですので、ただいまから第43回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は県委員、安部委員、川本委員、西郷委員、椿委員が欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されています資料について説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 議事次第と併せて御覧ください。

本日の議事は2つです。

議事1は、ワーキンググループ審議結果の報告です。これに対応する資料は資料1～資料3です。

資料1「平成24年度統計法施行状況に関する基本計画部会第1ワーキンググループ審議結果報告」。

資料2「平成24年度統計法施行状況に関する基本計画部会第2ワーキンググループ審議

結果報告」。

資料3「平成24年度統計法施行状況に関する基本計画部会第3ワーキンググループ審議結果報告」。

議事2は「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果」案についてです。

対応する資料は資料4「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果（基本計画部会審議分）（案）」。

資料5「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果（案）」。

そのほか参考1～参考5としまして、基本計画部会の議事録ないしは議事概要が添えられております。

私からは以上です。

○樋口部会長 それでは、1つ目の議題に入ります。

各ワーキンググループにおいて御審議いただきました結果について、報告していただきたいと思います。

まず第1ワーキンググループの審議結果につきまして、深尾委員から報告をお願いいたします。

○深尾委員 報告します。

基本計画部会第1ワーキンググループでは、経済統計、国民経済計算、経済構造統計等を担当分野として、統計法施行状況及び次期基本計画に係る検討を進めてきました。以下、その結果の概要を報告します。資料1を御覧になりながらお聞きください。

まず、第1ワーキンググループでは、現行基本計画における別表の2割を占める国民経済計算関連事項について、類似した検討事項が複数箇所に記載されていること等から、事項の再編、統廃合を行うことが必要と考えました。

また、経済構造統計やサービス産業統計については、更なる整備が必要と考えられます。

更に、交通統計等、建設・不動産に関する統計整備については、新たに項目を立てる必要があると考えました。

また、前回の基本計画部会でも議論されたことですが、グローバル化の進展に対応した統計の整備については、外国人住民に係る基本的な統計の整備が所期の目的を達成しているとして、第2ワーキンググループの整理では削除するとなっていることから、経済活動のグローバル化に限定した項目への変更が必要と考えました。

これらを初めとする整理に沿って、項目ごとの審議結果及び次期基本計画に向けた基本的な考え方の検討を行い、9つの課題項目について報告書に整理しました。

その課題とは、1、国民経済計算に関する課題。2、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備。3、サービス産業に係る統計の整備。4、企業活動に係る統計の整備。5、環境に関する統計の整備。6、観光に関する統計の整備。7、交通に関する統計の整備。8、建設・不動産に関する統計の整備。9、経済活動のグローバル化に対応した統計整備です。

以下では、その概要を報告します。

まず1つ目の課題である国民経済計算については、平成23年12月に公表された平成17年基準改定において、現行基本計画を踏まえた取組が進められたこともあり、現行基本計画に掲載された45の課題のうち、過半の23の課題はおおむね所期の目的を達成しています。一方で今後のSNAの年次推計、特に確報推計については平成28年経済センサス・活動調査の經理事項対象年である平成27年分の確報推計について、いわゆる代替推計を確立する必要があることなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計制度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題となっています。

また、この課題に取り組みつつ、2008SNAなど国際標準への準拠等の国際比較可能性の向上及びエビデンス・ベースド・ポーリシー、証拠に基づく政策立案のための提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現にはSNAと一次統計の連携強化が不可欠となっています。

以下、やや仔細に国民経済計算について述べますと、（1）精度の確保・向上については経済センサス・活動調査を初めとする基礎統計の変化に対応しつつ、供給・使用表の活用などによりSNAの推計の枠組みの確立・強化を図るなど、更なる取組の発展・充実を図ることが必要となっています。なお、年次の推計で供給・使用表を活用する等により統計の精度の向上を図ることは、年次ベースでの商品、産業別の投入産出構造について、内閣府と経済産業省で並行的に推計を行うことになりますので、投入産出情報やコモデータ等について、これらの府省の間で情報共有を図る必要があると考えます。

国際比較可能性の向上の観点からは、2008SNAに準拠した改定のための具体的な推計の見直し作業や、付加価値税率の異なる諸外国と比較するための対応が必要と考えます。例えば間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取り扱いを再検討するとともに、基本価格表示による産業連関表（基本表）及びSNAの作成に向けて検討するなど、更なる取組の発展充実を図ることが必要となっています。もとより基本価格表示の統計整備というのは、国際比較の観点だけではなく、経済活動を正しく把握する上でも非常に重要な課題です。「検討する」という文章になってはいますが、第1ワーキンググループの基本的な考え方としては、平成23年表の次の基本表と、それを基にするSNAの基準改定では、是非ともこの基本価格表示による作表が望まれるという考え方で合意しました。

3番目にSNAの提供情報の充実としては、有用性の向上及び地域統計の整備を図る観点から、四半期推計の充実や長期時系列計数の提供、地域経済計算の充実に向けた地方への支援が必要であり、四半期推計については精度向上のためにも支出面に加え、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することについて検討する必要があります。その際、行政記録情報の活用等も併せて検討すべきだと考えられます。

4番目に、SNAと一次統計との連携強化については、報告者負担に配慮しながらも推計の

基礎となる一次統計等の一層の整備と活用方法の開発を進め、SNAの基礎統計に起因する課題を解決するため、取組の発展・充実を図ることが必要となっています。このため、次期基本計画においては経済センサス・活動調査の結果の活用により、産業構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法を確立するほか、中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備などを引き続き進める必要があると考えます。

また、一次統計との連携強化について、SNA産業連関表及び一次統計作成府省が協議、情報共有する場を設け、その推進に努める必要があると考えます。なお、SNAと一次統計等との連携強化については、次の基本計画では工程表と言いますが、時間軸の視点の設定が是非とも必要だと考えられます。

2番目の課題は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備です。経済構造統計は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得るための重要な統計であり、産業関連統計の中核と位置づけられています。この経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備については、これまででも課題等の整理が行われてきましたが、今後は経済センサス・活動調査の検証を踏まえ、新たな枠組みの検討及び具体的な課題を検討するため、関係府省が一体となった取組を推進していくことが必要となっています。

例えば、経済センサス・活動調査のあり方の検討を行うほか、経済センサス・活動調査の中間年における母集団情報整備のための統計調査を中心とした枠組みの検討を行う必要があると考えます。

3番目の課題は、サービス産業に係る統計の整備です。我が国の経済における第3次産業の占める割合はGDPで7割となっており、社会経済の実態を的確に捉えるために、広義のサービス分野の統計の重要性は高まっています。しかし、サービス産業に係る統計は個々の業種ごとにモザイク状に整備され、全体像を明らかにするものとはなっていませんでした。こうした背景からサービス産業動向調査などの創設が行われていますが、精度向上に向けた取組が必要となっています。

また、現行の基本計画のサービス活動に関する統計の整備は、企業統計のサービス活動を取り扱った課題が中心であるため、産業としてのサービス産業に係る統計整備も必要となっています。更に現行基本計画においては、サービス産業動向調査と第3次産業活動示指数について、基幹統計化に向け統計の有用性の向上に向けた取組が行われていますが、引き続き両統計の有用性確保についての取組を進めるとともに、サービス産業に係る構造面の把握のあり方についても研究を進めることができます。このため、次期基本計画においてはサービス産業に係る統計の横断的整備として、構造面の把握のあり方について研究を進めるほか、サービス産業動向調査について見直し後の調査結果の蓄積を行うとともに、その実施状況を踏まえた上で更なる利活用の促進に努める必要があります。

また、QEを初めとしたSNA等における利活用状況を踏まえ、できる限り速やかに基幹統計化について検討を行うなどの対応が必要と考えます。

4番目の課題は、企業活動に係る統計の整備です。現行基本計画における企業活動に係る統計の整備については、情報通信業分野における企業活動を捉えた情報通信業基本調査の実施や、企業のサービス活動を把握するための純粹持株会社実態調査の実施など、おおむね計画に沿った取組が行われております。一方で企業活動の多角化やグループ化、企業内での分業や取引、企業のサービス活動や企業が保有するストック面に関する統計の整備については、その検討は十分に進展しているとは言い難く、報告者負担に留意しつつ、更なる取組の発展、充実が必要となっています。このため、次期基本計画においては企業活動に関する各種統計調査で共通的に把握すべき項目を整理し、事業所母集団データベースの共通事業所コードによる既存統計調査間の連携を図ることにより、企業活動に関する統計の体系的なデータ把握について検討すべきと考えます。

また、事業所を対象にした統計調査における同一企業内取引について報告者負担を考慮した上での把握の可能性など、企業内活動の把握について検討すべきだと考えられます。

5番目の課題は、環境に関する統計の整備です。現行基本計画における環境における環境に関する統計の整備については、おおむね計画に沿った取組が進められています。一方で、地球温暖化対策等の環境問題は国民にとっても関心の高い事項であり、その統計整備は重要な課題となっています。このため、次期基本計画においては家庭からの二酸化炭素排出実態を把握するための統計調査の本格実施など、温暖化効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの更なる充実に取り組むほか、廃棄物等に関する統計の精度向上及び公表の迅速化に向けた更なる検討を行う必要があると考えられます。

6番目の課題は、観光に関する統計の整備です。現行基本計画における観光に関する統計の整備については、旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査の充実や、観光入込客統計に係る共通基準の策定及び観光サテライト勘定の本格的な作成・公表が行われるなど、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、更なる充実、改善を図る余地が認められます。このため、次期基本計画においては旅行・観光サテライト勘定については引き続き内閣府の協力を得つつ、平成23年度公表に至る作成経験等を踏まえた更なる精度向上や、未整備な表の作成に取り組み、その充実を図る必要があります。また、都道府県の観光入込客統計は、現行推計方法の検証により精度向上に向けた改善を検討する必要があると考えられます。更に各都道府県が統計整備を継続するために、統計の利活用につながる分析事例の提示などを行い、地域の観光統計の改善を支援すべきだと考えられます。

7番目の課題は、交通に関する統計の整備です。交通関連統計は各種の統計調査及び行政記録情報から作成され、関連する施策に活用されている一方で、統計の安定性、連續性、比較可能性の向上や社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備、連携の推進等について検討が必要との指摘を受けています。このため、次期基本計画においては関連する輸送モードにおける物流効率化を横断的に評価するため、輸送貨物品目分類の統一及び品目別輸送

量の把握を行うほか、内航海運や自動車における燃料消費量を把握する統計の精度向上により、地球温暖化等に係る、環境に関する基礎統計の整備に資する必要があると考えられます。

8番目の課題は、建設・不動産に関する統計の整備です。現行基本計画における建設不動産に関する統計整備については、企業における不動産（土地・建物）ストックをより的確に把握する観点から、法人土地基本調査と法人建物調査を統合し、法人土地・建物基本調査として調査が実施されるなど、おおむね計画に沿った取組が進められています。このような状況の中で検討が進められている法人土地・建物基本調査の中間年における企業の土地取引状況等の動向を把握することについて、そのあり方を検討することが必要であると考えられます。また、世帯・公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体をいかに捉えるかの整理も必要になっています。

一方、建設に関する統計の整備については、建築物の新規着工工事額が大幅に低下していることや、少子高齢化が進む中で、建築物市場を取り巻く環境が大きく変化していることから、この市場実態を的確に把握することが必要になっています。特に既存の建築物リフォーム・リニューアル調査においては、一定の機能向上等が図られる投資部分と、機能向上等を伴わない部分に区別して把握がされていないなどの課題があり、その改善が急務となっていることから、これらの課題を次期基本計画では推進していく必要があると考えられます。

最後の9番目の課題は、経済活動のグローバル化に対応した統計整備です。現行の基本計画におけるグローバル化の進展に対応した統計の整備は、企業の貿易取引や海外事業活動に加えて、外国人住民に係る基本的な統計の整備等、専ら現象面におけるグローバル化の進展に着目した項目になっています。このうち外国人住民に係る基本的な統計整備については、第2ワーキンググループの審議の結果、おおむね計画に沿った取組が進められ、更に発展充実を図るべき事項も見られないと整理されているものの、企業活動に係る事項については引き続き取組の発展充実を図る余地が認められます。

経済活動におけるグローバル化については、「経済財政運営等改革の基本方針」及び「日本再興戦略」においても、グローバル化のメリットを生かして持続的な成長の実現をすることが重要な施策として掲げられています。このため、国際経済取引が企業の国際活動を把握する統計である国際収支統計、貿易統計及び企業の海外事業活動をめぐる統計の重要性が増しています。

一方、国際的な動向に目を向けますと、G20データギャップ・イニシアティブにおいて平成20年の金融危機の教訓を踏まえ、危機の原因となり得るリスクを特定するために必要なデータ整備を行うこととされたことを受け、IMFが新たな経済金融統計の公表基準であるSDDSプラスへの参加を各国に呼びかけています。このため、平成31年末までの参加期限に向け、SDDSプラスへの参加に必要なデータ整備のための検討を行うことが必要となっています。

こうした中で、次期基本計画においては社会、経済情勢の変化への対応や、国際比較可能性向上の観点からグローバル化の進展に対応した統計の整備を、経済活動のグローバル化に対応した統計整備に変更し、取組の充実を図る必要があると考えられます。

例えば、本邦企業が所有する海外現地法人の事業活動を正確に把握するため、海外事業活動基本調査の更なる充実、精度向上を行い、基幹統計化も検討すべきであると考えられます。また、貿易統計については統計調査以外の方法により作成される統計ではあるものの、国民への情報提供の充実等という観点も考慮して、引き続き基幹統計化の可否について検討すべきだと考えております。

更には国際収支マニュアル第6版への準拠等のため、平成26年より相当規模の見直しが行われる国際収支統計について、新たな統計の定着度合や利用者の反応をフォローアップすべきだと考えられます。SDDSプラスに関しては関係府省の協力のもと一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応の検討を進めるべきだと考えられます。

以上で第1ワーキンググループの報告書の報告を終わります。

○樋口部会長 どうもありがとうございました。

何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

これは私からお願ひなのですが、ただいまの第1の報告、そしてこの後、第2、第3が続きます。そこで幾つか用語がワーキンググループによって使い方が違っているところがありまして、それについての調整を図らなければならないと思っています。

具体的に第1ワーキンググループの担当部分でいうと、例えば「整備」という言葉が出てきます。第2においては「整備」と「充実」という2つの用語を使い分けていると思います。これは後で審議結果についてお諮りするところでも申し上げたいと思いますが、以下ののような意味で「整備」と「充実」という言葉を使い分けたいと思っています。

それは1つ「充実」ということについては、現行の基本計画における施策の定着、促進を図り、これは多分、席上配布資料ということで配布されております審議ポイントというものが出ておりますが、審議ポイントの1ページ目の3の「また」以下のところで出てくる、項目名の語尾の「整備」及び「充実」を次のとおり整理することとしては如何でしょうか。これは皆さんから御意見をいただきますが、①現行基本計画における施策の定着促進を図り、また、その施策を拡充する場合を「充実」とする。

②次期基本計画において新たな施策を実施する場合、または、現行の基本計画において実施できなかった施策に再度取り組む場合を「整備」と呼ぶ。そして①及び②の両方を含む場合は「整備・充実」としたいと思っています。

今の報告書についてそれを適応させるか、それとも今度、全体を統合して審議結果を作成するところですのかは、また議論させていただきたいと思いますが、それについては特異な用語を使っており、それを一つにしたときにかなり違ったニュアンスになると思しますので、可能であれば統一させていただきたいと思います。

もう一つは、これはこれまでの検証の経験を踏まえ、「検討を行う」ということがしばしばいろいろなところで出ています。これはレビューをしたときに出できましたが、「検討はしました。しかし、だめでした。基本計画に書いてあるとおり検討したのだから実施済み」という整理で良いかどうかという曖昧ところがありました。この検討をするということを、例えば「○○の向上を図る」という意味のところもありますし「○○の向上を図るために検討を行う」あるいは「○○を明らかにする」で終わるものもあれば「○○を明らかにすることを検討する」というようなところがありますので、そこについては慎重に言葉を選ぶ必要があると思います。本当に「検討」だけで良いのか、それともむしろ前のほうの「向上を図る」あるいは「明らかにする」ということに力点が置いてあるのかということについて、慎重に、御検討いただきたいと思います。これは本当に「検討する」だけで良いというものなのか、「是非実施して欲しい」というものなのについて、住み分けをしたいと思っています。次期基本計画にも影響してくることでもありますし、それに基づいて検証を行わなければ、来年度以降ということになってくると思います。現行の基本計画でしばしば問題になったところが、この「検討を行う」という表現でしたので、ここについては慎重に御吟味いただきたいと思っております。

以上、2点お願いしたいと思います。

○深尾委員 今の検討については、基本価格のI-0表も含めて検討よりももっと強い表現もあり得るのではないかという議論がありましたので、そのあたりのこともできれば今後、最終的に取りまとめしていく上で、ぜひ議論したいと思います。

○樋口部会長 そうですね。深尾先生の今日の報告の中からも、そういった感じがにじみ出ておりましたので。

ほかにいかがでしょうか。

もう一つ、これは細かい点なのですが、いただきました第1ワーキングの報告書の6ページのこれは、観光に関する統計の整備の④です。④で調査結果の利活用について整理し、平成29年度以後の対応について早期に結論を得るという、この平成29年度以後というのがどういう意味で出てきたのでしょうか。この文章から読み取れなかつたもので、説明を聞きますと「24年度は実施した。以後についてはまだはっきりしていない」という理由と、この調査は5年に1回の構造調査のため、自ずと、暗黙のうちに29年になるということらしいのです。これは、少し知識を持っていないと読み取れない。最初読んだときには、平成25年、26年と毎年やって、4年間は今まで調査を実施して、5年後から変えていくという意味かと思いましたが、そうでないようですので、ここについても何か適切な表現があれば、あるいは説明があれば加えていただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、第2ワーキンググループの審議結果について、津谷委員から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、第2ワーキンググループの審議結果について御報告をいたします。

第2ワーキンググループは人口・社会統計を担当分野とし、6回の会合、1回のタスク

フォース会合を開催いたしました。これら合計7回の審議を重ね、その結果を報告として取りまとめました。ほかのワーキンググループも同様かと思いますが、現行の計画に掲げる事項について、まず関係各府省より報告をしていただき、その取組の評価を行い、その上で次期基本計画において取り組むべき事項がないか、また、経済社会情勢の変化も勘案して、新たに取り組むべき事項がないかという視点で審議を進めてまいりました。

では、審議の結果について報告させていただきますが、次期基本計画に向けた構成の面では、まず第1点として国民の暮らしに密接に関連する福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備と、医療費に関する統計の国際比較性の向上を統合し、社会保障全般に関する統計の充実として、取組の充実を図ること。2点目として、取組の背景及び事情が密接に関連する少子高齢化等の進展やワーク・ライフ・バランス等に対応した統計の整備等、暮らし方の変化に対応した統計の整備。更に国勢調査に係る取組事項を統合し、人口減少社会に対応した統計の充実として、取組の充実を図ること。第3点目として、おおむね計画に沿った取組が進められ、更に発展・充実を図るべき事項も特に見られないグローバル化の進展に対応した統計の整備。そして、国勢調査を除くその他の2事項を削除すること。第4点目として、施策展開の基本的な視点に係る事柄として、ジェンダー統計及び各歳別表章への対応について記述することが適当とされたところです。

続きまして、報告の中の具体的な内容について説明いたします。

まず、「1 施策展開の基本的な視点に係る事柄」に位置づけるべきとされた、ジェンダー統計と各歳別表章について説明します。資料2の1ページ本文1（1）にありますジェンダー統計につきましては、女性の活躍が成長戦略の中核として位置づけられるなど、ジェンダー統計に係る取組は公的統計の作成、提供においても重要という認識が共有されました。このため、ジェンダー統計に係る取組について、次期基本計画の施策展開に当たっての基本的な視点の1つである経済・社会の環境変化への対応の中で位置づけることが適当とされたところです。

「（2）各歳別表章」につきましては、人口減少社会を迎える、少子高齢化が進展する中、社会構造の変化が特定年齢に与える影響を的確に把握することが重要との認識が共有されました。このため、各歳別表章について人口減少社会に対応した統計の充実の項目での取組のほか、次期基本計画の施策展開に当たっての基本的な視点の1つである経済社会の環境変化への対応の中にも位置づけることが適当とされたところです。

2ページ以降は「2 公的統計の整備に関する事項」として、人口・社会統計分野の事項を記載しております。既に現行基本計画中に取組事項がありますので、まずその取組について評価。そして課題を整理し、その上で次期基本計画において取り組むべき事項を記載しております。

「（1）社会保障全般に関する統計の充実」についてですが、現行基本計画には社会保障給付費に係る国際基準に基づく統計との整合性の向上と、社会保障給付費の基幹統計化、そしてOECDのSHA手法に基づく保健医療支出推計の公的統計化の検討の取組事項が掲げら

れております。

これらの統計について審議しましたところ、社会保障費用統計が基幹統計化されるなど、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、所期の目的を達成していると評価しつつも、更なる充実の余地が認められる箇所もあるとの意見が出されました。

審議した結果、次期基本計画においては、例えば社会保障費用統計における公表時期の早期化や集計項目の細分化の検討など、2ページ上段の①～③に掲げる取組が必要との結論が得られました。

次いで資料の2ページから3ページの（2）にあります人口減少社会に対応した統計の充実についてですが、先ほど説明したとおり、これは現行計画の3つの項目から構成されているものです。そこに掲げられている具体的な取組事項は数多くありますし、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の集計の充実や作成時期の変更、国民生活基礎調査の標本拡大のための試験調査の実施やクロス分析の充実、平成22年国勢調査の実施状況を踏まえた、平成27年国勢調査の実施に向けた改善等の検討、などの取組事項が掲げられております。

これらの取組について審議いたしましたところ、現在推計人口の基幹統計化を除き、おおむね計画に沿った内容の取組が進められ、所期の目的を達成していると評価しつつも、統計の有用性や次期基本計画の施策展開に当たっての基本的な視点の1つである国際比較可能性の向上などの観点から、更なる対応、状況の注視が必要な事項があるとの意見が出されました。

また、次期基本計画においては、例えば人口・社会統計における各歳別表章の実施、年齢区分の見直しの検討、現在推計人口の基幹統計化に係る対応、社会生活基本調査における欧州統計家会議による時間利用調査の調和に関するガイドラインを踏まえた対応の検討、平成27年国勢調査におけるオンライン化の推進や高齢化に対応した調査方法の見直しなどへの対応など、2ページから3ページにかけての①～⑥に掲げる事柄の取組が必要との結論が得られました。

次に、3ページ本文の「（3）教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備」についてですが、現行基本計画には児童生徒の問題行動に関する事柄を含む統計における客観的基準の設定など、社会生活や雇用・労働と教育の関係を分析できるようにする観点からの、関連統計における学歴などの教育関連項目の追加の検討などの取組状況が掲げられています。

これらの取組について審議をいたしましたところ、掲げられた取組について改善、検討が実施されていることを評価しつつも、引き続きその対応を注視することが必要との意見が出されました。

また、次期基本計画においては、例えば児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における客観的な基準の設定等の改善に向けた取組の充実、社会教育調査における教育委員会制度などのあり方についての中央教育審議会における審議状況を踏まえ、施

設の利活用、運営状況など、新たな情報も含めた生涯学習というより広い視野からの統計整備の検討など、3ページ中段の①～④に掲げる取組が必要との結論が得られました。

次に3ページから4ページ（4）に記されている企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備について説明します。

現行基本計画においては、実労働時間のより適切な把握のための調査事項の見直し、非正規雇用の実情を継続的に把握するための統計調査の実施などの取組事項が掲げられております。

これらの取り組みについて審議したところ、おおむね計画に沿った内容の取組が進められており、所期の目的を達成しているものと評価しつつも、労働に係る政策の転換や、その方向性を踏まえた働き方の実情を的確に把握するための労働統計の充実が必要との意見が出されました。また、雇用労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるため、関連統計における就業形態、雇用形態に関する用語の分類や概念の整理、見直しが必要との意見が出されました。

また、次期基本計画においては、例えばILOにおける国際基準の見直しを踏まえ、関連統計における失業者等の定義の変更などの対応に向けた検討を行うこと。対応可能な統計の作成と提供をすること。労働者の区分などについて厚生労働省から提示された案と、同省による施策や結果の時系列比較への影響および実施可能性の検証結果をもとに、関係府省の所管調査における実査可能性や影響の検証を実施し、更にその検証結果をもとに府省横断的な検討を行い、見直し内容の結論を得て、順次、調査の見直しを実施していくことなど、3ページの下から4ページにかけての①～③に掲げられる取組が必要との結論が得られました。

また、5ページ以下に整理表を添付しております。整理表には、平成24年度統計法試行状況報告の確認という意味で、現行基本計画に掲げる個別の取組状況への対応への評価を記載しております。後ほど御覧いただければと思います。

最後になりましたが、審議には第2ワーキンググループの所属委員以外の多くの委員にも御出席をいただき、大変広い視野から活発な御審議をいただきましたことに感謝をいたします。また、報告、説明をお願いした関係府省には真摯に対応をいただき、オブザーバーの各府省、愛知県、京都府からも有益な御意見をいただいたことを報告いたします。

私からの第2ワーキンググループに関する報告は以上です。

○樋口部会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見お願いいたします。

15ページの備考のところで別に整理するとなっていますが、この別に整理というはどこを指しているのでしょうか。16ページに整理されているのでしょうか。それとも、従来、別の紙だったのが、今は同じページということですか。それはまだ残っているということでしょうか。

○津谷委員 はい、そうであるかと思います。それについては調整をして、書き直し、修

正したいと思います。ありがとうございます。

○樋口部会長 お願いします。

それと3ページの教育のところで、先ほど①～④という形で御説明いただいたところの②で、学校教育云々、「予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、その実現可能性について検討する。」とのことですが、「その」というのは、調査の実現可能性について検討すると読めるのですが、現在の基本計画で既に検討はしている。そして、それはもう終了したものとなったものが、ここでは、「実現可能性について検討する。」と逆戻りしてしまったという感じがしてしまいます。これまでの議論からすると、むしろ「連携も含めて実現に向け」とか、あるいはこれについて連携も含めて検討し、実施していくとかいう、前向きの議論だったように思いますが、いかがでしょうか。

○津谷委員 そのとおりかと思います。この調査については現行基本計画で検討がされておりまして、例えば厚生労働省で実施されている縦断調査や、その他、既存調査との連携も含めて、可能性というよりもむしろ実現に向けて検討をするという流れであったかと私も理解をしております。これは文部科学省の担当事項ですので、もし何かありましたらお願いをいたします。

○樋口部会長 では、文部科学省お願いします。

○青山文部科学省生涯学習政策局専門官 文部科学省です。

この計画につきましては、計画そのものの御指摘を踏まえまして、昨年から5回の外部有識者の検討会を開催して、報告書にまとめたという状況です。その中でもいろいろな課題が示されておりまして、実施に向けて検討はするのですけれども、その具体的な検討を進めていきたいとは考えております。御指摘の実現に向けて検討するということであれば、かなり難しいですが、大変なことだとは思っておりますので、その辺だけ御理解をいただければと思います。

○樋口部会長 文章で残りますので、実現に向けて検討していくということでよろしいですか。では、そのように。

○津谷委員 実現するかどうかの可能性を検討するのではなくて、むしろ実現に向けて前向きに検討をするというコノテーションが強くあったかと思います。文部科学省からもそのように御意見をいただきましたので、そのように修正をしたいと思います。

○樋口部会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、先ほどの第1と同じで2点ほどよろしくお願ひいたします。

なければ、第3ワーキンググループの報告を廣松委員からお願ひいたします。

○廣松委員 それでは、第3ワーキンググループの報告をいたします。

第3ワーキンググループは合計6回の会合を開きました。その審議結果を資料3としてまとめておりますので、それを使って報告いたしたいと思います。

第3ワーキンググループの審議範囲は、どちらかと言えば共通基盤的な事項が多いため、

進捗状況では継続実施という評価が多いのが特徴かと思います。ただ、今年度は次期基本計画の基本的な考え方も検討するということですので、継続実施の事項についても更に改善、発展の余地がないかという観点から審議を行いました。

「はじめに」の部分は、次期基本計画に向けて項目構成を変更したことについて記述しておりますが、これについては後ほど議題の資料としても整理されておりますので、ここでは説明は省かせていただきます。

それ以降の報告書の本体では、大きく4つに分けて事項を取り上げております。

1ページにあります「1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減」、2ページ「2 統計リソースの確保及び有効活用」、4ページ「3 統計調査環境の改善」、6ページ「4 統計データの有効活用」の大きく4つの事項です。

まず「1 統計作成の効率化及び報告者負担の軽減」について説明をいたします。

そこは大きく2つに分けておりますが、まず、最初に(1)行政記録情報等の活用です。審議では国税庁と経済産業省からオーダーメード集計の形態による税務データの活用的具体的取組に関して説明をいただきました。更に総務省政策統括官室からも、行政記録等の統計調査への活用に係る実態調査について説明をいただきました。経済産業省からは、今後平成24年経済センサス・活動調査の確報データを使って検証するとの説明もありました。

これらに対して委員からは、検討は進んでいることは大きな進歩であるという評価とし、また、税務情報については地域や業種を限定した上で、今後、提供範囲を広げることや税務情報のオーダーメード集計を各府省へ積極的に提供してほしいという意見や国民負担の観点から言えば、類似の調査を避け、行政情報を活用して必要最低限にしていく必要があるなどの意見がありました。

以上の意見を踏まえまして、評価としてはおおむね計画に沿った取組が進められ、所期の目標を達成しているものの、更なる取組の充実が必要といたしました。

次期基本計画に向けては、資料にありますとおり①～③の3点を指摘いたしております。

税務情報に関しては②で、現在実施中の検証結果を踏まえて更なる活用の余地等を検討するとしております。また、③で政府が保有する行政記録情報等の統計作成の活用について、オープン化の推進を図る観点から、行政記録情報等の活用推進に関する課題を整理した上で、その課題に取り組むことといたしました。

更に、現行の基本計画設定時にはなかったテーマといたしまして、いわゆるマイナンバーについて、今般マイナンバー法が成立したことから、その影響について整理してほしいという意見がありましたので、2ページ目の冒頭にあるとおり、マイナンバー法の成立を受け、その動向の把握や統計における活用余地等を検討することも必要と指摘をしました。

次に(2)オンライン調査の推進です。総務省統計局などからオンライン調査の実施率等について説明がありました。それに対して意見といたしましては、調査によってはオンライン調査になじむ調査と、そうでない調査とがあること。調査によって事情が異なることを前提としながらも、推進していくことが必要である。更にオンライン調査を推進する

のであれば、調査の実情に合わせた目標を目安でも良いので設定するなどの工夫が必要である。また、オンライン調査の目的はコスト削減ではなくて、統計の質の向上であるなどの意見がありました。

また、オンライン調査の場合、郵送調査よりもコストがかかることもありますので、最近のIT技術の進歩を考えれば、次期基本計画の重点ポイントであるということには全体的な認識は一致しました。

それらを踏まえたまとめといたしましては、2ページの①～④としています。特に②で記述しましたとおり、オンラインの導入に当たっては導入が有効と思われるものに重点化するとともに、導入後はオンライン回答率の向上策の検討を行い、各調査のオンライン化の取組を推進するとしながらも、オンライン調査はそれなりにコストがかかることから、その際、オンライン調査に関連するプログラム開発やランニングコスト等の必要なコストも十分に勘案すると指摘をしています。

また③にあるとおり、総務省は各府省におけるオンライン調査の導入状況や課題等に係る情報共有を行うとともに、政府統計オンライン統計調査総合窓口、これは一般にe-surveyと呼ばれておりますが、その機能の改善あるいは拡充等、府省横断的な基盤の整備、充実を図ることともしています。

続きまして「2 統計リソースの確保及び有効利用」です。

(1) 統計リソースの充実のための取組ですが、これに関しましては総務省政策統括官室が専門家集団の編成は現時点で実施困難と自己評価していること。一方、総務省統計研修所が研究機能を整備・充実することを検討していることが説明されました。これに対しまして、専門家集団の編成についての自己評価、実施困難というのは妥当と考えられるが、中長期的には政府内において統計に精通した職員育成機能を強化していくことが必要である。また、統計局、統計研究所、統計センターが一体となって研究を進めていくことには、相乗効果があるなどの意見がありました。

従いまして、評価としては、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、取組の一層の推進を図ることが必要といたした上で、次期基本計画に向けては特に②に書いてありますが、専門家集団の編成に変えて総務省統計研修所の研究機能を整備・充実するなどして、各府省の新たな統計の作成、調査実施計画の策定等を支援することについて検討することとしています。

次に(2)調査体制の機能維持、国と地方公共団体の連携です。これに関しては審議協力者の東京都、青森県などからも御意見をいただきました。具体的には、業務の平準化の問題は人材確保の問題に直結しており、特に町村では調査員の確保が難しいという指摘がありました。また、平成28年度には複数の大規模調査が予定されていることから、地方公共団体としては年度によって業務量に大きな変動が生じることを危惧しているなどの御意見をいただきました。

これらを踏まえまして、まとめとしては②で、地方公共団体の業務量を平準化するため

の中長期的な取組、更に③として、地方表章の充実のための更なる支援等を検討・実施するとしたしました。

(3) 統計職員等の人材育成・確保です。人材育成に関しては、委員からは現状もそうですし、近い将来、予算も人員も減るとするならば、業務量を減らすか人的能力を飛躍的に向上させるかのどちらかだという御意見がありました。本文中でも、更なる統計職員の人材育成の充実を図ることが必要と記述して、次期基本計画に向けても①のような形にしました。

また、人材育成に関しましては、先ほどの(1)リソースの項とも関係しますが、統計研修所につきまして②にあるとおり、統計職員等の人材育成において重要な役割を担っていることから、研修内容等の充実及び人材育成支援のための機能の拡充について検討することとしています。

(4) 災害発生時等の備えです。これは東日本大震災の経験を踏まえて、当初の項目、統計リソースの確保及び配分のあり方並びに有効活用から、分割して新たに設けた項目です。

審議に当たり、宮城県の山内統計課長にお越しいただき、震災当時の対応、それに基づく教訓などについて説明をいただきました。現場の声を聞きまして強く思いましたことは、この最初のパラグラフにも書きましたが、①の府省、県間の情報連携などの体制面でも、また②の調査員の安全確保などの実査面でも、また、③の集計・公表面でも、それぞれ多くの課題が見られることあります。

このため、次期基本計画に向けては①で大規模発生時の対応に向けた課題を抽出し、個別調査ごとに對応するものと、府省横断的に對応するものに整理した上で、それぞれ具体的な対応策の検討を行うこととしました。

併せて宮城県の経験も踏まえて、②で災害発生時の対応について日ごろから調査関係者の自覚、判断力を養うような方策についても検討することとしています。

4ページ(5) 民間事業者の活用です。委員からは企業系の調査については積極的に民間事業者の活用を進めて、地方公共団体の負担軽減を図ってほしいという意見がある反面、調査実施者の国側からは、請け負った民間事業者に自社の情報が流れることを懸念する企業も少なくないという意見もありました。それらを踏まえた評価としては、おおむね計画に沿った取組が進められているものの、民間事業者の適正な管理に留意しつつ、更なる充実を図ることが必要としました。

また、次期基本計画においては、審議中、審議の中で指摘されました品質保証に係るプロセス保証に関連して、②で公的統計の品質保証に係るプロセス保証導入の検討結果を活用し、適正な仕様書の作成等を支援するために、民間事業者活用ガイドラインの改定を検討することとしています。

「3 統計調査環境の改善」です。

(1) 統計ニーズの的確な把握についてですが、統計委員会における統計利用者からの

意見聴取、e-Statを活用した統計ニーズに係るアンケート調査の実施等、具体的な取組が行われているものの、ニーズの把握が十分とは言えないため、新たな取組を検討することが評価しています。

このため、次期基本計画においては、そこにあります①～③にまとめていますが、特に②の統計利用者等の意見交換会については対象を拡大するとともに、掘り下げた検討を行うなどの活性化を検討するとして、今後に期待したいと考えています。

(2) 統計の品質保証活動の推進です。これに関しましては総務省政策統括官室から、公的統計の品質保証ガイドラインについて説明があり、その後、総務省統計局など各省から補足的な説明をいただきました。

委員からは、品質保証の取組については一定の方向に向けて進められる点は評価できる。各省の取組状況について情報共有することも有意義である。更に統計の品質の向上及び透明性を高めるために、統計のプロセス保証の導入が必要であるなどの意見がありました。それらをまとめまして①として、各府省における取組のベストプラクティスを共有し、自己評価結果の公表など、更なる取組の推進を図るとし、また、プロセスに関して議論があったことを踏まえて、②で公的統計のプロセス保証については、国際的な動向や関連学会における研究成果も踏まえて、導入に向けた具体的な導入を進めることとしております。

5ページ(3) 統計に係る広報・啓発活動の充実等です。このうち広報活動に関しては、各府省からマンション管理団体への協力依頼や調査のキャラクターを作つての広報、ホームページの活動やパンフレット作成など、さまざまな広報活動の報告がありました。これらの経験を踏まえたまとめとして①にあるとおり、各府省のベストプラクティスの共有を行うなどをして、取組の一層の推進を図ることとしました。国、地方の連携が重要であることから、②で府省間、地方公共団体とも情報の共有を行い、所管統計調査の実施状況を十分に検証した上で、マニュアルを作成することとしました。

更に、非協力者への対応については、委員から基幹統計に報告義務があることを周知すべきという意見のほか、非協力者に対して例えば企業の場合には企業名の公表を検討してはどうかなどの意見がある反面、非協力企業名の公表は抑止力として統計調査に積極的に協力してもらうべきであるという意見もありました。それらを踏まえまして③のように、総合的な観点から引き続き検討を行うこととしました。

(4) 統計リテラシーの向上についてです。この件に関しましては実践的に活動をしていらっしゃいます東京学芸大学の西村准教授から、統計リテラシーや統計倫理を重視した統計教育の拡充について報告をしていただきました。

この報告も含めた質疑、議論としては、全国的にも統計教育に関する検討会などが開催されているものの、出席者が毎回同じ顔ぶれにならないなど、すそ野を広げる努力が必要である。更に統計を使った問題解決学習に取り組んだ経験のない教師が大半なので、教員と統計に関する有識者や職員OB等が協力することが望ましいなどの意見がありました。

それらを受けたまとめとして、①で統計に関係する有識者や職員OB等の人材を有効に活

用して、統計データを実際に用いたワークショップ型事業の推進を図ることとしています。

また、この件については総務省の政策統括官室や統計研修所が果たす役割が大きいことから、②にあるように、総務省政策統括官は学会や教育関係者等と連携し、教師等の研修参加者が統計教育の実践方法、統計データを活用した実践事例及び統計教育の重要性を児童に学ばせる方法を体験する研修の機会を中央だけではなくて、地方においても拡充する。また、総務省統計研修所は、統計データの探し方や利用方法等、教育関係者のニーズに応じた研修の内容を充実することとしています。

ここで6ページの上段④に、一般用ミクロデータ（仮称）を挙げております。一般用ミクロデータという言葉はいささか聞きなれない言葉かもしれません、総務省統計局において統計リテラシー向上に向けて大学等での教育用として、また、企業の経営分析用として提供することを検討しているデータのことであって、ニーズの把握を行った上で広く一般的に活用可能な一般用ミクロデータ（仮称）の作成に関する検討を行い、早期に提供を開始するということにしました。

「4 統計データの有効活用」に移りたいと思います。

（1）調査票情報等の提供及び活用ですが、このうち匿名データ、オーダーメード集計に関しましては、政策統括官室から利用状況等について説明を受け、それに関して委員からは次の意見がありました。

まず、オンライン施設の設置は管理者を置くことなど、費用面での負担が大きいという意見がある一方で、参照不可能型のプログラム送付集計方式は、利用者の手間はかかるものの、施設側の負担は少ないという意見もありました。

調査実施部局からは、匿名データの年次を拡大するに当たり、有識者を交えて作成方法等について検討していること。オーダーメード集計については対象調査の拡大を続けていくことなどの説明がありました。

また、匿名データの年次追加については、委員から匿名データの作成のガイドラインによって包括的に認められると、作業の効率化が期待できるなどの意見がありました。

まとめとしては、まず①（i）で、現行の調査票情報の貸し渡しによる利用方法から、オンライン利用やプログラム送付型集計・分析に段階的に移行することにする。また、オンライン利用のためのガイドライン等の整備や、プログラム送付型集計・分析のための技術的検証等の実用化に向けた具体的な検討を推進する。

また、匿名データに関しましては（ii）で、利用者のニーズや匿名化の程度と有用性の確保を留意しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図る。また、年次追加に伴う手続の簡素化を図ることとしました。

更にオーダーメード集計に関しましては、委員からオープンデータ化の推進が議論される中、オーダーメード集計の提供範囲の拡大についても検討する必要がある。一方で、調査に協力しない企業にまでオーダーメード集計の利用を認めるかなどの意見がありました。その取りまとめとして（iii）にあるとおり、利用条件を緩和する方向で検討を進めるとと

もに、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行い、サービスの充実を図ることとしています。

6ページの下の②として、統計データ・アーカイブについての記述があります。これについては、委員からは政府全体としての公文書管理との関係についても整理すべきであるという意見のほか、アーカイブには歴史的な資料としての調査票原票の利用と、データの二次的利用を目的するものとの論点を分ける必要があるのではないかという意見。また、アーカイブという名称では収録データの二次的利用に焦点を当てていることがわかりにくないので、名称については検討してはどうかという意見がありました。

まとめとしては、整備対象とする統計データの範囲は、調査票原票を除いた調査票情報等に限定することとし、可能な限り早期に結論を得るように努めることとしました。また、アーカイブという名称については、調査票情報等の提供及び活用の促進という整備の目的が、より明らかになるような変更を検討することとしています。

ただ、ここには記述はしていませんが、当然のことながら基幹統計が念頭にあるわけですけれども、一般統計の扱いに関してどうするかということに関しても、今後検討すべき大きな部分ではないかと考えています。

最後の項目で（2）政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進です。これにつきましては総務省統計局から、政府統計共同利用システム活用の概要について説明を受けました。それに基づき、委員からは最近さまざまなIT関連の施策等が進められているが、統計の分野では先行して取り組んでおり、これを手本とするようにしてほしいなどの意見がありました。

まとめとして①で、各府省は政府統計共同利用システムの統計情報データベースへのデータ登録の拡充を図ることとし、総務省統計局に対しては登録作業の簡素化、支援方策の検討などを通じてデータ登録の促進を図ることとしました。また、政府統計共同利用システムの情報提供機能の改善に当たっては、②で利用者の利便性の向上の検討に活用するほか、API機能の提供や統計GISの充実等の技術的研究の推進、更に統計データの高度利用についても検討することとしております。

以上が第3ワーキンググループの審議結果ですが、最後に6回にわたり審議していただきました樋口委員を初め、県委員、竹原委員、椿委員の皆様に感謝申し上げますとともに、審議協力者として来ていただきました東京学芸大学の西村准教授、宮城県の山内統計課長には、非常に示唆に富んだ報告をしていただきましたことを、この場を御借りして感謝申し上げます。

また、第3ワーキンググループでは、毎回のように関係府省に関連する事項について、現状などの報告や説明を要請しましたが、毎回、的を射た説明をしていただきましたことに関係府省、そして東京都、青森県に感謝を申し上げて、私の報告といたします。

少し時間をとりましたが、以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました第3ワーキンググループの取りまとめについて、御意見、御質問ありましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

よろしければ、以上で第1から第3までのワーキンググループからの御報告を終了したいと思います。長い時間にわたりまして、それぞれワーキンググループの委員の皆様、そして審議協力者、地方公共団体、更には事務局においても大変な御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、各ワーキンググループからの報告の後、これまで基本計画部会で個別に審議してまいりました事項につきまして確認したいと思いますので、これにつきましても事務局から説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、お手元の資料4を御覧ください。基本計画部会におきましては5月17日以来、本日まで7回の審議を行ってきました。これにつきましては先ほどまでのワーキンググループ報告とは趣が異なりまして、確認、中間整理という位置づけで考えていただければと思います。

表紙の次のページですが、「はじめに」の2行目から書いていますように、この基本計画部会では理念・方針等の次期基本計画の基盤となる項目、共通的な項目を対象に審議を行いました。

具体的には、まず第1というところの基本的な視点ですが、これは8月20日の部会で議論したところで、こここの部分でいきますと半分よりやや下にあります「一方」のパラグラフの後段になりますが、次期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点をより一層重点化、明確化することが必要というところを受けて、また、これらの基本的な視点は現行基本計画に掲げられた取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要であるという整理をしています。

また、次期基本計画に向けては、法及び現行基本計画における重要な目標である、統計の有用性の確保・向上の達成を目指して、統計の体系的整備を推進するということから5つの視点、統計相互の整合性の確保・向上、2番目としまして次のページの上からになりますが、国際比較可能性の確保・向上、3番目が経済・社会の環境変化への的確な対応、4番目が効率的な統計作成の推進、これにつきましては後ほど全体版の中でももう一度説明しますが、当初は正確かつ効率的な統計作成の推進で提案いたしましたが、正確であることは公的統計であれば当然のことではないかという意見もありましたので、基本計画部会における審議の中では、今までのところ効率的な統計作成の推進という整理になっています。そして、最後が統計データの透明化・オープン化の推進です。

続きまして、第2の公的統計の整備に関する事項のうち、基幹統計の整備に関する事項につきましては6月21日の部会で審議が行われ、①、②にあるように、基幹統計を中心として体系的整備を推進する。また、その作成方法等について、統計委員会も積極的に関与し、不断の見直しを行うこと、また、基幹統計の項目については、次期基本計画に向けた基本的な考え方の中のそれぞれの項目に関連する事項と一体的に審議して、整理しようと

いう合意も得られております。

第3の公的統計の整備に必要な事項の1（1）事業所母集団データベースの整備・利活用につきましては、6月27日の部会で審議されまして、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価をいただいた上、一方でこれまでの単に情報を蓄積、更新していくといったデータベースの整備という部分に加えまして、新たに蓄積情報を連結した統計を作成するなどの役割が求められています。また、その情報についても収集方法を検討したり、既存照会業務の回答精度を向上することも必要だという意見をいただきましたので、①以下にあるように、年次フレームの作成、共通事業所コードの保持等の取組については、引き続きその定着を図っていくことと記載しました。それから、2番目にあるように、母集団情報の整備につきましては、新たな行政記録情報や民間情報を活用する。また、照会業務の拡充や精度向上を図るといった取組を推進し、また、それに必要な統計リソースの確保・育成に努めるという整理が行われているところです。

次のページの③、これが先ほど言いました新たな統計の作成ですが、それに加えて④で、先ほどの第3ワーキンググループの御報告にもありました、こちらのデータベースに関連しましても、いわゆる社会保障・税番号制度の法人番号につきましては、その動向を注視してデータベースに利用することも視野に入れた検討を進めようという御指摘がありました。

次に統計基準の見直しについては8月20日の部会で審議されている部分ですが、基準の設定についてはおおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価でき、また新たに統計に基づく統計基準として設定する候補は見られないと合意されています。

一方で、ここにあるように現行計画の統計基準の設定後、5年後を目途とした見直しの可否の検討については、引き続き取り組むことが必要という整理になっています。

また、統計基準とはしないものの、基幹統計を中心に表章の区分、第2ワーキングでも若干出ましたが、年齢などの区分について現状を整理した上、標準的な区分のあり方を検討することも必要という御指摘がありました。

次の国際協力及び国際貢献の推進については、7月26日、8月26日の2回、部会で審議を行っており、国際機関への情報提供の充実として、これまで我が国がいろいろな取組をしていますが、下から4行目の「しかしながら」にあるように、我が国の統計リソースの制約等もあり、必ずしも十分とは言えない。また、このような取組が我が国のプレゼンス向上だけではなくて、職員の人材育成の観点からも強化が必要でという御指摘も踏まえ、次期基本計画においては分野によっては改善の余地がある国際機関への我が国統計情報の提供について、総務省政策統括官室を中心として状況を把握し、積極的な情報提供に努めるといった取組の充実を図ることが必要と整理されています。

（2）の発展途上国への支援についてもリソース等の制約があつて必ずしも十分とは言えないことから、引き続きJICA等を通じた人材の派遣、専門家の派遣、諸外国からの研修生の受け入れなど、国際貢献に努めすることが必要という整理になっています。

基本計画の推進ですが、これは8月20日の部会で審議されまして、各府省の取組につきましては、引き続き密接な連携及び適切な役割分担のもとで、既存の組織等を活用しながら政府一体となった取組を行うことが必要という整理になっていきます。

また、統計委員会における取組として、法55条の枠組みの中で今この審議も含めまして、この基本計画の推進という部分で、取組が進められているわけです。しかし、最後の行になりますけれども、調査研究に関する取組は、必ずしも十分とは言えない状況にあるという共通認識の下に、最後のページになりますが、今後は55条3項の規定を活用いたしまして、3つの新たな取組を掲げております。

1点目が、品質評価の要素に沿った見直し状況、基幹統計としての重要性等の確認を計画的に実施するというものです。

2番目としては、一定期間以上、その状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを計画的に実施していくというものです。また、委員による実情の視察等も重要なことで記載しています。

3つ目としては、府省横断的な統計上の課題、欠測値であるとか非対称推計の見直し等に関する研究を統計委員会として検討してはどうか。それから、日本学術会議、関連学会等との連携強化方策を検討してはどうかというところは、新たな取組として書き込まれているところです。

詳細は別添の整理表に載せておきます。

私からの報告は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

席上配布の一番後ろ、5ページ、6ページと今の関係です。例えば第3というのが2ページにあって、(1)があって、次は(4)になったり、1があって2、3、4がなくて5に飛んだりしていますね。これはどういう意味か説明していただけますか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 これは全体版の審議結果の中での位置付けということで、第1、第2、第3、第4は動かないのですが、その中でどういうふうに位置付けるか、後ほど詳しく説明しますが、例えば事業所母集団データベースの関係などはどこに整理すれば良いのかということですが、想定として今の仮番号として入れてあります。しかし、これは見にくいということであれば、1、2、3という形で他のワーキングとそろえたような形での整理も可能ですので、そのようにいたします。

要は、後で一つにするときのことを考慮して、この番号自身が今、配布されています席上配布の5ページ、6ページにある審議のうち「II 審議結果」の構成(案)でブルーの色がついているところは、各ワーキングで検討しているところで、これは省略していることになります。その結果、残っているのがブルーの入っていない、例えば「第1 施策展開に当たっての基本的な視点」あるいは「第2 公的統計の整備に関する事項」そして1が経済関連統計。これはありますが、そこから次の(1)～(5)は飛んでいるということ。そしてまた2が来て、番号が飛んでいるのはそういったことですので、この対照表と

併せて見るとどこが議論されているのかがお分かりになるかと思います。

○樋口部会長 ただいまのことにつきまして、御質問、御意見ありましたら。深尾委員、どうぞ。

○深尾委員 細かい点なのですが、今の対照表、席上配布の5ページのところで、ストック統計の整備、左側の現行基本計画で言うと2(6)になりますが、これが右側の構成(案)で言うと国民経済計算のところに白い矢印でつながっています。これは第1ワーキンググループで議論になったところですが、ストック統計の整備、企業のストックについての把握については、企業活動に係る統計の整備・充実のところでもストックの把握に努めるということが書いてあるので、そちらにも黒い矢印を追加していただければと思います。

○澤村企画官 修正させていたします。

○樋口部会長 了解しました。

ほかにいかがでしょうか。

○廣松委員 その資料4で、細かい点ですが、3点。

まず2ページ(1)事業所母集団データベースの整備・利活用のところで、①で年次フレームという言葉があるのですが、これ自体は整備をしている検討会等でこの言葉を使っているのですが、このままでは分かりにくい。要するに最新の情報を入った名簿というような意味で使っているのですが、そこは少し説明を加えた方が良いと思います。

2つ目は3ページ④、先ほど第3ワーキングでもありましたが、ここでは社会保障・税番号制度となっていますけれども、そこは多分第3と合わせたほうが、成立した正式の法律がありますから、それを入れるか、あるいはそれを入れた上で社会保障・税番号制度という括弧つきにするかの方が良いと思います。

3番目としては、まず5のところで国際協力と国際貢献を分けて記述したのは大変分かり易くなったので、そこは評価したいと思うのですが、細かいことですけれども、その国際機関への情報提供の充実等のところで、例として①で国連統計委員会、②としてICP、IMF等がありますが、可能であればこの議論をしたときにも話題になったと思うが、それぞれの個別のテーマに関するシティグループに関しても日本の政府というか、いろいろ貢献をしていると思いますから、そこも例として挙げておいたほうが良いのではないかという3点です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

今、御指摘の第1点と第3点はそのようにいたします。

第2点の3ページ④の社会保障・税番号制度。これについては基本計画部会でいろいろ御議論いただいて、その後もいろんなところからもっと積極的にこれを取り扱うべきだという御意見がありましたので、基本計画部会の中においては④という形になりますが、後で取りまとめますところについては、もう少し詳細に企業番号と個人番号と分けて記述していくこうということで、また後でその点については御審議いただきたいと思います。

先ほどのところで言うと、第3ワーキングはマイナンバー法となっていましたが、法律

の略称が少し変わったので、そちらで統一させていただきたいと思っています。

ほかよろしいでしょうか。よろしければ、これでそれぞれの部品は御検討いただいたことになります。これをどう今度は料理していくかというところで、このレビューについて一応、現段階における案をまとめておりますので、説明いただき、その後、御審議の上、御意見をいただければと思っております。

それでは、2番目の議題にあります基本計画部会及びワーキンググループの報告に基づきまして、私と事務局で平成24年度の統計法施行状況に関する審議結果の案を作成いたしました。まだ完全なものではありませんので忌憚のない御意見をいただいて、修正したいと思います。また、今、使いました席上配布の審議のポイントを整理していますので、この案の概要も併せて事務から説明をしてもらいたいと思いますので、お願ひいたします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、資料5の全体版の審議結果と席上配布資料の審議ポイントというペーパーを横に置きながら見ていただければと思います。

まず、表紙の次のページですが、冒頭に「はじめに」というところを設けております。これは全体版としての「はじめに」になりますので、これまでの経緯、最後には、この審議結果をもとに具体的な施策、実施時期等の明確化を図るなど、政府一体となって更なる具体化を図った上で、次期計画の諮問案の作成に向けた取組が進むことを期待するという趣旨です。

全体の構成ですが、目次で御覧いただけたらと思います。目次にありますように、大きな構成として「I 検討の経緯等」「II 審議結果」「III 項目別平成24年度統計法施行状況審議結果」に区分し、IIIについては、これまでワーキンググループ、基本計画部会等で作成しましたいわゆる整理表を指しています。こういった3部構成にしています。これが審議ポイントの1番目でこういった全体の構成でよいかということです。

この検討の経緯につきましては、目次をめくっていただきまして2ページを御覧ください。検討の経緯は新たに書き起こしたものですが、構成としましては検討の経緯、これまでの施行状況審議を行っている経緯などを書いた上、2番目の今回審議の背景事情で、現行計画が5年間の計画期間が満了する時期を迎えるということから、次期計画に向けた検討を実施するため、評価を行った上、社会経済情勢等の変化等も踏まえながら、新規の成果物として基本的な考えを取りまとめるという部分が書いてあります。これは各ワーキンググループでも触れているところです。

3の審議の進め方としましては、5月17日の基本計画部会で決定されました審議の進め方をもとに、先ほど御説明しましたように、基本計画部会における審議事項と3つのワーキンググループを設けて掘り下げた検討を行った経緯。3ページの上になりますが、特定の事項に関してはタスクフォースを設けるとともに、審議協力者等々、十分な意見交換を行うなどして審議の充実を図った経緯に加えて、開催実績等も記載しています。

最後に審議結果の取りまとめとして、3部構成で取りまとめたことが書いてあります。

その次の審議結果の冒頭に、第1の施策展開に当たっての基本的な視点。先ほどの基本

計画部会での確認と同様の内容です。少し異なっていますのは、先ほど説明したように、この5つの視点までは御了解いただいているのですが、その下に「1 統計相互の整合性の確保・向上」のすぐ上のパラグラフにあるように、この5つの視点に重点を置いた各種施策を政府一体となって推進するということで、いわゆるこの部分については全体のサマリーとなるよう視点ごとに重点的な取組を記載しています。

例えば1のところであれば、基幹統計を中心とした体系的整備として、経済構造統計の整備、雇用・労働関係の用語定義の整理、データベースを活用した新たな統計整備を記述しています。

6ページ、4つ目の部分の視点ですが、これにつきましては部会長といろいろ御相談している中で、やはり近年公的統計が正確であることは当然のことなのですが、一層の正確性が求められている。経済情勢を把握するため、動向を把握するため、その動きなどが新聞等で一層注目されることから、当初、提案していた部分ですが、「正確かつ」を入れた方が良いのではないか。ここが席上配布資料にある審議ポイントの2番目です。

少しお戻りまして、目次でもう一度全体を見ていただきたいのですが、II審議結果の第2の部分、公的統計の整備に関する事項ですが、ただいまの各ワーキンググループからの報告のうち、こここの部分については専ら第1ワーキング、第2ワーキング部分の事項を掲げているところです。ただし、本日、御議論の中で御指摘のあった修正すべき箇所等は次回までに修正することになりますし、一部のワーキンググループの報告と必ずしも一致していない。いろいろ修正が入っていますので完全に一致していない部分があります。それについてはワーキンググループ報告との関係を精査して、内容的には整理していくと思っています。

つまり、ここは第1、第2ワーキングの報告をほぼ内容的には踏まえる形で整理される。ただ、こここの項目の立て方なのですが深尾委員からも御報告がありましたように、第1ワーキングでは9つの分野の事項を審議されたことで、ここを9つ並べるとかえって分かりにくくなるのではないかということで、深尾委員とも御相談して、経済関連統計の整備・充実の部分と、分野別経済統計の整備・充実の2つの部分に、第1ワーキング部分の報告を分けてはどうかという構成を考えております。

また、第2ワーキング部分も本来であれば人口・社会という形での整理になろうかと思いますが、内容的に労働関連統計も入っていますので、ここは人口・社会、労働関連統計の整備・充実でいかがかと考えている次第です。

更に冒頭、第1ワーキングの報告の中で部会長からも御指摘のありました整備・充実という整理ですが、各ワーキンググループの報告につきまして、ここに席上配布資料の審議ポイントの3の4つ目に書いてあります①～③の3つの基準に従って整理させていただくと、こういう形になるのではないかと考えまして、全体の整理の中で御議論いただければと考えています。

続きまして、第3の公的統計の整備に必要な事項ですが、ここは専ら第3ワーキングの

部分になります。ただし、先ほど事業所母集団データベースのところで出ましたように、基本計画部会で審議した事項も含まれています。このため、ここ(1)の部分に事業所母集団データベースの整備・利活用を入れています。統計作成の効率化及び報告者負担の軽減に入るのが適切ではないかということで、まずそこに入っています。

更に17ページを御覧ください。1(1)の事業所母集団データベースの整備・利活用の丸が付いている以下の取組の4番目のところですが、企業間の支配構造等の関係を把握する部分があり、ここ(1)の部分については第1ワーキングで審議された部分ですが、その関連性を考慮して、事業所母集団データベースと一緒に記載した方が良いのではないか。これは審議ポイントの4番目に当たるところです。それから、また本文9ページを見ていただきたいのですが、(2)「経済構造統計」を軸とした産業関連統計の体系的整備の②ですが、ここでは活動調査の中間年における母集団情報の整備のためのという部分がありまして、これも厳密に言えば事業所母集団データベースの方に整理すべきものかもしれません、その関連性を慎重に検討した結果、この部分についてはそのまま置いておいたほうが分かり易いのではないかと考え、このような整理を考えています。ここが4番目のポイントで、御審議いただきたいところです。

18ページ、先ほど来、部会長、それから、第3ワーキングの報告でありました社会保障・税番号制度の統計の活用につきましては基本計画部会で審議された①の部分の法人番号と第3ワーキングで審議されました、いわゆる個人番号の活用の2点をそれぞれ別々に記載するよりも一体的に記載・整理した方がより分かり易いのではないかと考え、行政記録情報等の活用の一環として、この番号制度の活用のところで触れていました。これが審議ポイントの5番目のところです。

19ページ(4)の統計基準の見直しにつきましては先ほど基本計画部会の確認で説明しましたように、おおむね5年後を目途にした見直しの可否を含めた検討という現行計画の定着を図る部分は、まさしくここ(1)のところに入れておく必要があろうと考えました。また、基本計画部会で指摘された表章区分の話なども、ここに入れておくのが適當だろうと考えています。これに関連して、先ほどの中間年の話を見ていただいたところの下に⑤がありますが、ここにつきましては、生産物分類、いわゆる商品サービス分類とも言われる部分がありますが、この経済構造統計を軸とした関連統計の整備の中で、そういった取組が必要だと整理されたところですが、ここを先ほどの統計基準のところに持ってくるかどうかということでお悩んだところではあったのですが、やはりこれはここに置いた方が良いと考えた次第です。

そういう関連したという意味で言いますと、16ページの③は、第2ワーキンググループから報告されました労働者の区分等に関するものですが、これも整理しようと思えば先ほどの統計基準のところに置くことも可能かもしれませんが、企業活動の変化、働き方の多様化等に対しては労働統計の整備の1つの事項として、非正規雇用労働者等の的確な把握という意味では、ここに置いておくのが適當ではないかと考えた次第です。

このように、先ほどの事業所母集団データベースでは一緒にすることもある一方で、分離させていくところがある。それから、統計基準等に関しましては、分かれたままの部分で整理しておく方が良いのではないかという点が審議ポイントの6番目です。

もう一度、目次の2ページ目を御覧ください。先ほど廣松委員からは国際協力、国際貢献のところは2つに分けて分かりやすくなつたという評価をいただきましたが、審議のときにそれぞれ別の項目として審議されましたので、ここについては2つに分けて記載するのが良いのではないかというのが審議ポイントの7番目です。

第4の基本計画の推進ですが、各府省における取組と統計委員会の取組ということで2つに分けていますが、これも施策の主体別に分けて審議された経緯もありますので、両者を分けて記載した方がよいのではないか。これが審議ポイントの8番目になっています。

最後に、いわゆる整理表部分。Ⅲの部分について説明いたしますが、これについては今、内容をまだ精査している部分もあります。最終的には本文の項目立てが決まれば、それに従って通し番号を入れて整理しようと考えています。また、次期基本計画に向けた課題がなくて、もう終わってしまったものについては別途整理しようと考えております。SNAの関係等、非常に多岐にわたって分かりにくくなっていますので、そのあたりにつきましては適宜、整理表に別紙を付けて全体像が分かるようにしようと考えているところです。

私からの御説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございました。

私も何度も読みましたが、多岐にわたるので1回、話を聞いてすぐに頭に入るとは思いません。今日この段階で御質問、御意見いただけるものと、今日ではなく、この後、次回までというものとがあると思います。次回でもまた御意見が出てくるかと思います。

まず、最初に御相談しなければならないのは、基本的には3つのワーキング及びこの基本計画部会で議論されてきたことを一つにまとめて合わせて作っていますが、物によつてはすんなりといかないものもあって、置く場所をいじったというようなものもあるかと思います。

もう一つ、これは先ほど私から申し上げたものなのですが、用語が第1、第2、第3で違っているために、それを合わせて見ると、それぞれのワーキングで見るとごもっともということなのですが、これを1つにしたときに必ずしも整合性がとれていないところもありまして、その1つとして先ほどの整理・充実というようなものがあります。

ここは私の越権行為で、皆さんのワーキングから出てきたものを少しタイトルも含めていじっているところがあります。例えば第1では全て整理ということで綺麗に並んでいたのですが、それを「整理・充実」にしたりしているところがありますので、その点についても御検討いただいて、それで良いのかどうか。これは整理だけでよい、というようなことがあるかもしれませんと思いますので、そこについては注意深く見ていただきたいと思います。

更に、これを並べてみてよく分かるかと思いますが、検討という言葉がいろんなところ

で出てきています。それについては、これは私ども一切いじっておりません。第1、第2、第3から出てきたものをそのまま扱っておりますが、それでよろしいのかどうか。先ほどの深尾先生のところでも、検討というよりはもう少し前向きの話なのだ、ニュアンスなのだというところもあつたりするわけでありまして、そこについては私どもでは扱えないところがありますので、それぞれのワーキングでその点についてはもう一度メールでも何でも結構ですので、御審議いただきたいと思っております。

そのときどうするかという点は、資料1、資料2、資料3に戻って書き直すのか、それともこの資料5のところだけで書き直せば良いというふうにするのか、それぞれワーキングと資料5の全体の審議結果との整合性をとるということであれば、第1、第2、第3のワーキンググループの審議報告のところまで遡ってというようなことになるかと思いますが、いかがいたしましょうか。

○廣松委員 その前に構成全体の基本的な質問ですが、資料5が全体で、3つのワーキングの後に何か付けることになるのですか。

○樋口部会長 3つのワーキングも一緒に付けるかという意味ですか。

○廣松委員 はい。今日の資料1～資料3までの部分を一緒に付ける場合は資料5が多分一番上に来るのだろうと思いますが、その後に資料1～資料3を付けるということですか。

○樋口部会長 そこも御審議いただきたいと思います。付けたほうが審議過程がよく分かるということで付けるというのも1つの案だと思いますが、かなりダブって出てくるところもありますので、それは別途参考にということにするというのも1つの案だと思います。少なくとも私は特段どっちというふうに決めておりませんので、御審議いただければと思います。

もし、付けるということになると、やはり整合性がないというのはどうかということであれば、遡っての修正となるかと思います。

○廣松委員 私の個人的な意見ですけれども、本体としては資料5で、資料1～資料3はある意味で付属資料というか、何かの扱いで良いのではないかという気がいたします。

○樋口部会長 いかがでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 事務局としては、やはり今、廣松委員がおっしゃったように、最終的に委員会としての評価、見解であることを考えれば、資料5を中心に整理するのが良いのではないかと考えます。と言いますのも、先ほど御説明したように、ワーキンググループ間の入り組みとか整理という部分がありますので、そこはやはりワーキンググループ報告の限界があろうかと思います。そういう意味で、この本体部分を中心に整理した方がよいと考えます。それで先ほど検討というお話をありましたけれども、例えですが、委員、それから関係府省、事務局の間で調整をとらせていただいて、整理していく。それで最終的な資料5と言いますが、全体版の報告を固めていくという扱いでよいのではないかと考えています。

ちなみに、過去の例でいいますと、各ワーキンググループの報告もホームページ等で公

表されておりますので、それはワーキンググループとしての合意がとられたということを置いておけば良いのではないかと考えている次第です。

○樋口部会長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 私も基本的にその考え方賛成です。

資料5を中心に、これを精査しながら報告を完成させていくということで、ワーキンググループの審議結果の報告につきましては、ワーキンググループ単位で行ったことであり、それはある意味、下準備ですから、それをもう一回遡及して、今ある資料5の審議結果報告に従って全部このワーキンググループの審議結果報告まで修正していくことは大変時間がかかりますし、関係府省との話し合いなしにはワーキンググループで勝手にはできないと思います。また、そのためにいろいろな連絡、合意が必要となってしまいます。ある意味、少し後ろ向きな作業に時間やエネルギーを費やすよりは、全体をまとめて今、ここに案として出されている審議結果報告をより充実、完成させていくほうが、前向きかつ生産的なものではないかと考えます。

○樋口部会長 私もこの資料5で議論していくべき良いのではないかと思いますが、実はこれになってしまふと逆にどの部分が第1だとか、第2、第3で検討しなければいけないかということで、垣根がなくなってしまうのです。やはり見るとときには第1それぞれの報告書のところで今の充実云々というのはこちらで良いと思うのですが、検討ということですね。検討するというのは、基本計画部会全体でやるには余りにもそれぞれの事情がありそうですので。割と検討するというのは曖昧なところがあって、本当に検討するだけで良いと考えているものと、何かの調整が必要なところがあって、「検討する」という表現になってしまったというようなものがあって、その点についてはそれぞれのワーキングでチェックしていただきたいと思います。

ですから、資料5でも良いのですが、それぞれの担当のところについては、責任を持って今のところはまさに検討していただきたいということです。

○廣松委員 先ほど、まさに「検討」の方に関してもそうだと思うのですが、部会長のほうから提案があった整備の言葉に関して、私はそれで良いと思うのですが、ただ、気になったのは、今ちょっと見たのですけれども、統計法のところで整備という言葉を使っているのです。統計法の総則第1条目的のところで、公的統計の体系的かつ効率的な整備と、そこで使っていて、言わば解釈と今、提案があったもので齟齬がなければ、そういう形で整理をすれば良いと思うのですけれども、そこは多分、統括官室なり何なりに検討いただいたほうが良いのではないかと思います。

○樋口部会長 私も全部読んでみて、整理という言葉が統計法における整理と、それぞれの委員によって、また、それぞれのワーキングで違った。整理というのは、どちらかと言うと減らしていくというような意味で使っているようなところもあって、充実とは逆の方向の、むしろリストラクチャリングと言いながら単にリストラクチャリングではなくて減らすという意味を持っているようなニュアンスのところがって、そこをまさに統一化し

ておいたほうが良いかなと考え、提案させていただいたのです。

○廣松委員 その統一するということに関して私も賛成です。

○樋口部会長 では、それは検討させていただきたいと思います。

○廣松委員 また、細かいことで1点ですが、5ページで基本的視点というか1～5あるのですが、これは良いと思うのですが、これは良いと思うのですけれども、4の表現が少し気になったのです。4の正確かつ効率的な統計作成の推進というところで、これは統計法のところ、今の第1条のところもそうなのですけれども、その上に有用性の確保という言葉があります。だから4で効率的な作成のところは良いのですが、報告者負担の軽減を図るというのも良いと思うのですけれども、有用性の確保というのも4のどこかに入れておいた方が良いのではないかという気がします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 分かりました。ありがとうございます。

○廣松委員 それが1つと、これは私の責任なのですが、言葉の問題で6ページ5のオープン化の下から3行目のAPI機能ですけれども、これはApplication Programming Interfaceと言いましたか。これは説明をしておいたほうが、このままでは分からぬ。

それと、3番目としてこれは何とか先ほどのワーキンググループのまとめの話とも絡むので。先ほど1～3までの報告、それから、全体の報告を見ながら気になったのは、例えば7ページ、アのSNAの精度の確保。その項だけではないのですが「充実を図ることが必要となっている」。このため、次期基本計画においては、以下の取組が必要と考える」このパターンが全部踏襲されており、それはそれで統一されているのは良いのですが、少しくどいような気がするのと同時に、必要となっているから必要と考えるというのが、何となく必要となっているというのはある意味で背景説明だと思うのですが、その次に必要と考えるというのは、もっと必要であると言い切るか、背景の説明のところで充実を図ることがところどころ「必要となっている」ではなくて「重要な課題となっている」という表現のところがあって、そこを全部統一する必要はないと思いますけれども「必要となっている」で「必要と考える」というパターンはずっと8ページのイもそうですし、エもそうですし、それはほかの第1、第2、第3のところもそうなので、表現上と言えばそうなのですけれども、少し工夫をしたほうが良いのではないかという気がいたします。

○樋口部会長 休日も返上してやったところがありまして、用語について重なるところが多くあるかと思いますので、そこの点についてはもう一度見直したいと思います。

深尾委員、どうぞ。

○深尾委員 3点あるのですけれども、1つ目は特に第1ワーキンググループのところ、今の指摘があったような文言の表現とか、幾つか気になり出したことが他のワーキンググループと対照しながらですと、ありましたが、これは、事務局に相談して調整をお願いすれば良いですかね。あと、先ほど樋口部会長から指摘のあった検討という言葉の使い方についても、事務局に連絡をして調整をお願いしたいと思います。それが1点目です。

2点目は6ページのところ、鑑のようなところの3の経済・社会の環境変化への的確な

対応のところなのですが、見た感じ第2ワーキンググループ的なところが多くて、第1ワーキンググループ的な経済のパフォーマンスみたいな話が少ないのかなと思います。つまり、「経済財政運営等改革の基本方針」の少子化危機突破の部分にはグローバル化的のメリットを引き出すとか、経済のパフォーマンスを高めるみたいなことが当然入っていると思うのですけれども、そういうものをもう少し抜き出して入れて、バランスをとっていただけだと良いのかなと思いました。

3点目なのですが、これも基本計画部会で既に議論したことになるので、今からどうなるか分かりませんけれども、26ページの最後のところで、基本計画部会の下にワーキンググループを設置するなどして、いろんな問題を検討していくということがあります、1つ第1ワーキンググループで一番重要なこととして議論になったのは、ここ的基本計画部会でも議論になったと思うのですが、今回、経済センサス・活動調査の結果を利用して、統計制度全般について統計委員会として検討することができなかったというのが非常に大きな問題としてあり、また、それについては第1ワーキンググループの報告の中というか、今のこの中でも例えば9ページとかで経済センサス・活動調査の検討結果を踏まえて各府省が連携して対応をとっていくということが書いてあるのですけれども、恐らく統計委員会自体としてこれをどう捉えて、今後の統計制度の改善に生かすかということは非常に重要な積み残した問題ですので、できれば、私は26ページの最後のところに1つそういうことを書いていただければと思います。

○樋口部会長 分かりました。

今の3点につきまして御異議がなければ、そのようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、そのように対応します。

津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほどのこの第2ワーキンググループの審議結果の報告をしたときに、委員長から2点ほど修正のサゼスチョンがありましたので、それについては対応するということを申し上げましたが、先ほど指摘された「検討」という表現ですけれども、これについてもワーキンググループの審議結果の報告をもう一度検討したほうが良いかと思います。そうでないと非常に具体的かつ細かい作業になりますので。検討したほうが良いのではないかという御指摘を受けまして、先ほどから第2ワーキングの審議結果報告を見てみたのですが、確かに「検討」という言葉が割と多く使われておりました。今これ新しいことなので今後、実際に検討する必要があるのか。そうではなくて、検討がある程度行われているので、さらに向上する、あるいは、今後展開を図る必要があることなどにかななど、もう少しありと記述したほうが良いものもあるのではないかと個人的に感じましたので、まず事務局及び第2ワーキンググループの委員の先生方と相談して、修正をする方向で対応したいと思います。

○樋口部会長 ありがとうございます。

新たに書き下ろしたところでは18ページの社会保障・税番号制度があります。これは先

ほど第3ワーキングから出てきたことですが、ここについては今回こちらで新たに書き下ろしていますので、御審議いただきたいと思います。特にこのイ①が社会保障・税番号云々で、最後のところは割と慎重な言い方になっています。「事業所母集団データベース等における利用も視野に入れて検討する」という、これも「検討する」になっているのですが、利用するのか、あるいは前向きの方向を出したほうが良いのか考えたほうが良いでしょう。②については、今度は個人番号の統計における活用を検討するとあり、こちらについては現行の番号法において、今度の見直し規定を使ってというようなことになりそうである。①は事業所番号、企業番号ですので、現行法ではできないと上のほうに書いてあるのですが、これがそうだとすると現在はできないというようなことになるのだろうと思いますので、「現在は」を入れたほうが良いかなと思ったのです。

そういうことで、利用も視野に入れてというのによろしいのでしょうか。

○廣松委員 前回も説明がありましたとおり、少なくとも法人番号は公表されるわけですね。だから、それを使うか使わないかは統計サイドのある意味で判断にかかわると思うのです。個人番号はかなり難しいというか微妙なところがあるだろうと思うのですけれども、そういう意味ではおっしゃるとおり、①のところはもう少しポジティブに書いても良いような気がいたします。

○樋口部会長 「利用に向けて」とかですね。では、そのようにいたします。

審議ポイントの席上配布のとおり、こういう方向でいくということについてはいかがでしょうか。今のところ特段意見はないということであれば、基本的にこういう方向で進めたいと思います。

時間も来ていますので、今後の扱いについて少し相談したいと思います。基本計画部会は次週予定されておりまして、その後、本委員会を開いて承認というふうに考えておりましたが、もう少し時間がかかるのかなと思います。今日のお話でも皆さんからいただいたものを織り込んでいかなければいけないことがありますので、今日いただいたものについて我々で修正できるところはまず修正して、そしてメールでお送りすることにしたいと思います。それを御覧いただき、並行して先ほどの検討のところは見ていただきたいのですが、その御送りしたものに基づいて、また御意見をいただいてということで、次回、来週も実質審議にしたいと思います。ですから、来週も始まる前に整って大臣か政務に御渡しするということは考えられないということですので、できれば来週に取りまとめたいということあります。

ただ、その後また基本計画部会を開いてというようなことになりますと、これは時間的に我々の任期の問題もありないので、政務へは私から個別に答申申し上げるという形にしたいと考えておりますが、その点いかがでしょうか。よろしいですか。拙速にやるよりは時間をかけて御審議いただいたほうがよろしいと思いますので、では、そういう方向で進めさせていただきたいと思います。事務局にも言っていないのですが、その方向で取りまとめていただきたいと思います。

何かありますか。そうしましたら、今いただきました御提案につきまして修正したもの  
を事務局から送りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の部会はこれで終了したいと思いますが、事務局から何かありますか。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の基本計画部会につきましては、詳細は別途御案  
内いたしますけれども、9月27日金曜日、13時からこの同じ会議室で開催いたします。

○樋口部会長 なお、審議ポイントについて何かありましたら、それは早急にお願いした  
と思います。

それでは、本日の基本計画部会は以上で終了します。どうもありがとうございました。